

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
<u>鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規程</u>		<u>鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程</u>	
（療養の給付等及びその使用料の額）		（療養の給付等及びその使用料の額）	
第2条 条例第5条第2項ただし書の療養の給付等で企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げる療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。		第2条 条例第5条第2項ただし書の療養の給付等で企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げる療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。	
療養の給付等	金額	療養の給付等	金額
1 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第1項の療養の給付又は同法第22条第1項の療養給付	11円50銭に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費等の告示に基づき同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額（厚生労働大臣が定める <u>労災診療費算定基準に定めのあるもの</u> にあっては、当該基準により算定した額）	1 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第1項の療養の給付又は同法第22条第1項の療養給付	11円50銭に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費等の告示に基づき同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額
2 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償	15円に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費	2 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償	15円に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費

<p>の対象となる療養等の告示に基づき同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額</p> <p>の給付等（健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）</p> <p>備考 略</p>	<p>の対象となる療養等の告示に基づき同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額</p> <p>の給付等（健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）</p> <p>備考 略</p>
<p>（課税療養等に係る使用料の額）</p> <p>第3条 略</p> <p>（長期入院診療料を徴収しない状態等にある者）</p> <p>第4条 条例別表第1の8に規定する企業管理規程で定める状態等にある者は、平成18年厚生労働省告示第498号（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第9号に規定する者とする。</p> <p>（診療材料、装用器具、電気器具等に係る使用料の額）</p> <p>第5条 条例第5条第3項の使用料の額は、それぞれ材料、器具等の購入価格、利用に係る実費等を基準として病院長が別に定める。</p> <p>（病院における使用料又は手数料の減免）</p> <p>第6条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免は、住民の健康を保持するため、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業で管理者が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、病院長が別に定める。</p>	<p>（課税療養等に係る使用料の額）</p> <p>第3条 略</p> <p>（装用器具、電気器具等に係る使用料の額）</p> <p>第4条 条例第5条第3項の使用料の額は、それぞれ器具等の購入価格、利用に係る実費等を基準として管理者が別に定める。</p> <p>（病院における使用料又は手数料の減免）</p> <p>第5条 条例第6条の規定による使用料又は手数料の減免は、住民の健康を保持するため、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業で管理者が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。</p>

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。